本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実

当事者の求めた裁判 第一

控訴人

原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

被控訴人の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決。

被控訴人

主文同旨の判決。

事実

当事者の主張及び証拠関係は、次のとおり訂正、附加するほか、原判決事実摘示 のとおりであるから、これを引用する。

原判決一八頁六行の「一分搗精している」を「一〇分搗精している」に訂正す る。

二。原判決三四頁六行の次に、行を改めて、次のとおり附加する。 「本発明の実施例を図示した第1図には、給水管の一方が給水口5に給水されるように記載されているが、本発明の構成要件bの記載との整合性からすると、この構 成は本発明の実施例ではなく、他の目的のために利用される付加的構成というべき である。」

三 原判決三五頁九行の次に、行を改めて、次のとおり附加する。 「被告製品は、平成二年特許出願公告第二二七〇四号公報(乙第八一号証)記載の 発明を基礎とした、平成二年特許出願公告第四八三〇二号公報(乙第二号証)記載 の発明の実施品である。本発明の精米方式は、米粒に直接水分添加後(間接的添加 を含まないことは、特許請求の範囲中の「その白米中に(中略)水溶液を添加し」 との記載及び発明の詳細な説明中の「本発明は最終仕上げの過程直前の高白度白米 に直接加水して」(本件公報二頁右欄一六行、一七行)との記載から明らかであ る。)直ちに精米を行い、米粒表面に付着した水分を含水糠にして排除させ、米粒 内質に吸収浸透させない除糠方式(本件公報二頁左欄九行ないし一八行)であるの に対し、被告製品の精米方式は、送穀室の内周面に堆積される糠玉に加水して粘土糠を形成し、この粘土糠と精白米とを一緒にして精白室に送り込んで混ぜる潤糠方式であって、精米の原理を異にしている。 しかも、本発明では、水を精白米がベタ付く程度に添加する(本件公報二頁左欄

三八行ないし四三行)ため、精白米のひび割れ、食味の低下等の弊害を生じるが、 被告製品では前記方式により水分を米粒に直接付着させないで粘土糠によって米肌 の糠粉を吸着し低温精米を行うから、本発明のような弊害を生じない。

四 原判決三九頁三行の「と解すべきである。」の次に、「右要件の「直ちに」 「急速に」が二〇秒よりはるかに短いものであること自明である。」と附加する。

五 原判決四四頁八行の次に、行を改めて、次のとおり附加する。 「九 本発明は、昭和三二年特許出願公告第六七六四号公報(乙第八七号証)記載 の発明(以下、「乙第八七号証発明」という。)により本出願前全部公知であり、 無効であることが明白である。すなわち、

本件明細書の発明の詳細な説明には「本発明は最終仕上げの過程の直前の高白 度白米に直接加水して表面処理を行なうのが原則」(本件公報二頁右欄一六行、 七行)と記載されているところ、ここに「最終仕上げ」とは同じく発明の詳細な説明に「本発明は(中略)精白作用により精米すると糠を発生して含水糠となるので糠と水が同時に多孔壁部を通して精白室外に排除され(中略)米粒面を粒と粒の相互摩擦作用により滑面に仕上げ白米粒面に強度の光沢を帯びさせる」(本件公報二百五間と行ない。この行いた記載されている。 頁左欄九行ないし二〇行)と記載されていることからみて、更に米粒を研磨し、米 肌に残っている糠を除去してきれいにし、米粒光沢を出させることを意味する、と 解される。

したがって、本発明の構成要件aにいう「六分搗きもしくはそれ以上の精白度の 白米」とは精米機で精白されただけで、最終仕上げたる「研磨」(精白)が未だ行 われていない高白度白米を指していることは明白である。

これに対し、乙第八七号証には、「次に供給口1から精米機によって精白された米粒を供給すれば」(同一頁右欄二一行、二二行)と記載されているから、乙第八七号証発明は、別の精米機によって精白された精白米を供給口1に供給するのであり、その精白米はその後「米粒の表面を研磨し糠を分離する」(同頁右欄二九行、だけの白米で、未だ、最終仕上げたる研磨(精白)が行われていない高白度白米であると理解される。そして、乙第八七号証には、「回転する研磨ロール20の作用あると理解される。そして、乙第八七号証には、「回転する研磨ロール20の作用によってその移送螺条23に送り出され金網研摩筒12に至り(中略)攪拌移動作用を与え、米粒の表面を研磨し糠を分離する」(同頁右欄二六行ないし三〇行)と記載され、ここにいう「金網研磨筒」は本発明の多孔壁除糠精白室に該当し、米粒の表面を研磨し糠を分離する」とは、高白度白米の米粒表面を研磨し、糠を分離すること、すなわち「精白する」を意味する。

したがって、乙第八七号証発明は、本発明の構成要件a「六分搗きもしくはそれ以上の精白度の白米を多孔壁除糠精白室によりさらに精白して精白度を進行させる」との要件を具備する。

したがって、乙第八七号証発明は、本発明の構成要件 b 「右進行過程において、その白米中に米量に対し〇・一~二%の水または塩水その他水溶液を添加する」との要件を具備する。

3 さらに、乙第八七号証発明は、水分が精白室内で回動中の米粒に直接添加されるから、本発明と同様「水分添加後直ちに粒と粒との相互摩擦作用による精米が行われる」のは当然であり、かつ、この際噴気管25から不断に空気の噴出をなし外胴16内には吸引作用を圧しているので糠は全部排出され米肌は美しく研磨され」(同一頁右欄三〇行ないし三二行)、また構造的にも金網研磨筒12は「目板または金網のような通気性の研磨筒」(同頁左欄三〇行、三一行)であり、しかも前記のとおり研磨ロール20の「噴気管25から不断に空気の噴出をなし」ているからより研磨である。

したがって、乙第八七号証発明は、本発明の構成要件c「そして、直ちに粒と粒との相互摩擦作用による精米が行なうと同時に前記多孔壁部を通じて急速に除糠除水を行ない前記精白室から排出する」との要件を具備する。

4 乙第八九号証発明も本発明構成要件 d「以上を特徴とする混水精米法」を採用している。

したがって、本発明はその出願前頒布された乙第八七号証に記載された発明と同一であって本件特許権は無効であり、かかる形骸化した特許権に基づいて被告製品の差し止めを求めることは許されない。

第四 控訴人の主張に対する被控訴人の反論 第三の九は争う。

乙第八七号証には、「供給口1から精米機によって精白された米粒を供給」(同一頁右欄二一行、二二行)する旨の記載はあるが、本発明の構成要件aの「六分搗きもしくはそれ以上の精白度の白米を精白する」との要件は全く記載されていな

また、乙第八七号証には、「必要量の噴霧を圧させ送風力によって研磨胴内に供給し」(同二頁左欄二行、三行)と記載されているが、本発明の構成要件りの「米 量に対し〇・一~二%の水または塩水その他水溶液を添加する」との要件は全く記 載されていない。

本発明は、本出願前公知でなかった「六分搗きもしくはそれ以上の精白度の白米〇・一~二%の水または塩水その他水溶液を添加する」という点を構成要件の一 これによって所期の作用効果を奏するものであるから、乙第八七号証発明 により無効となるものではない。」 六 原判決四四頁九行の「第四 証拠関係」を「第五 証拠関係」に訂正する。

## 理 由

当裁判所の判断は、次のとおり訂正、附加するほか、原判決の理由と同一であ るから、これを引用する。

1 原判決四九頁三行の「以下の白米即ち、六分搗き」を「以下の白米すなわち六 分搗き」に、原判決五八頁一行の「米糠」を「米粒」に訂正する。

原判決五四頁三行の「その余の事実は当事者間に争いがない。 「その余の事実は前記請求の原因七7の事実に照らし、被控訴人主張のとおりと認 められる。」と附加する。

原判決五七頁四行の次に、行を改めて、次のとおり附加する。

「控訴人は、前記実施例に示された構成は、本発明の構成要件bの記載との整合性 からすると、本発明の実施例には当たらない、他の目的のために利用される付加的構成である旨主張するが、右構成が本発明の構成要件りの記載と整合することは前 述のとおりであり、その記載内容に照らしても本発明の最良の結果をもたらすもの として示されていることは明白であるから、控訴人の右主張は理由がない。」

4 原判決五八頁六行の次に、行を改めて、次のとおり附加する。 「控訴人は、被告製品は、平成二年特許出願公告第二二七〇四号公報記載の発明を 基礎とした、平成二年特許出願公告第四八三〇二号公報記載の発明の実施品であっ て、本発明の精米方式は、米粒に直接水分添加後直ちに精米を行い、米粒表面に付 着した水分を含水糠にして排除させ、米粒内質に吸収浸透させない除糠方式である のに対し、被告製品の精米方式は、送穀室の内周面に堆積される糠玉に加水して粘 土糠を形成し、この粘土糠と精白米とを一緒にして精白室に送り込んで混ぜる潤糠 方式であって、精米の原理を異にし、それによってもたらされる作用効果も相違す る旨主張する。

しかしながら、成立に争いのない乙第九二号証によれば、控訴人の主張するいわ ゆる潤糠方式は、送穀室内に米粒群が存在する状態において加水ノズルにより米粒 群に向けて加水し、加水された水は米粒群にかかって後遠心力によって飛散し、送 穀筒内壁に付着し、糠と混じり合い粘性の高い粘土状の糠となり米粒群とともに精 白室内に送り込まれる方式と認められるから、これをもって間接的に米粒に加水す る、といえるか疑問なしとしない。しかも、本件発明の構成要件 b は「白米中に (中略)水溶液を添加する」ものであって、本件公報を詳細に検討しても、本発明 における水溶液の添加を米粒に対する直接添加に限定すべきことを根拠付ける記載 はなく、控訴人主張の前記潤糠方式は構成要件りに含まれないものとはいえない。本件公報の記載内容に照らし、本発明は、この構成により、糊粉層を完全に除去 し、米粒全体が均一な高白度の白米となり、粒面が高密度の光沢平滑面に仕上がる という作用効果を奏するものと認められる。被告製品が控訴人主張に係る特許発明 の実施品であるとしても、当該特許発明の出願前に出願され登録された本件特許権 の技術的範囲に属するものであるときは、これを実施することは本件特許権に抵触 することになり、許されないといわなければならない。したがって、控訴人の前記

えましている。」 主張は理由がない。」 5 原判決六四頁一○行の次に、行を改めて、次のとおり附加する。 「控訴人は、本発明は、乙第八七号証発明により本出願前全部公知であり、無効で あることが明白である旨主張する。

特許権は、特許庁が出願人に対し特許権を付与すべきものとする行政処分である 特許査定に基づき設定登録されることにより効力を生じるものであり、行政処分は それが当該行政庁によって取消、撤回されない限り適法として扱われるという意味 でいわゆる公定力を有するものであること、違法な行政処分によって侵害された国

乙第八七号証発明によりその出願前全部公知であったかについて検討する。 成立に争いのない乙第八七号証によれば、乙第八七号証発明は、名称を「精米研磨機」とし、特許請求の範囲を「下部に糠排出口を設けた外胴内に間隙をおい口を、後端に送気室を備えた研磨師に、中空体にして基部に送気口を有し、移送鬼を多数の噴気管を設けた研磨ロールを装置した研磨機を、上下二段に連成し、よと多数の噴気管を設けた研磨ロールを装置した研磨機を、上下二段に連成し、名供の磨機に一方に空気流入口を有し他方吸風管に連る開口を設けた除塵樋を有に改まる解判を設け、下部研磨機に上部研磨機と供給樋によって連らならせ、百分に、企業部による、「中華」とは、「中華」とは、「中華」と、「中華」、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」と、「中華」、「中華」と、「中

そこで、本発明と乙第八七号証発明とを対比すると、前掲乙第八七号証によれば、その発明の詳細な説明には、「供給口1から精米機によって精白された米粒を供給すれば、除塵樋2中を落下するとき吸風機の作用によって空気流入口3から流入吸引される空気のため分離した糠や塵は米粒より分離吸引されてその移送螺系3に送り出され金網研磨筒12に至り(中略)攪拌移動作用を与え、米粒の表名でのであるが、3に送り出され金網研磨筒12に至り(中略)攪拌移動作用を与え、米粒の表記でから、供給である」(一頁右欄二一行ないし三〇行)と記載されているから、第八七号証発明は、別の精米機によって精白された精白米を供給口1に供給し精可なものであるから、供給される米粒は未だ最終仕上げ工程を経ていない、何らのもであるが、乙第八七号証を精査しても、その精白度にしてはそれ以上の精動ものとは認められない。

本発明は、「通常米量に対し〇・一~二%の範囲で適量の加水を行ない白米粒の表面だけを湿潤して軟化し直ちに精白作用により精米する(中略)添加水分は米粒内質に吸収浸透されないので米粒内質は保護される」(本件公報二頁左欄一一行ないし一八行)、「六分搗き以下の低白度精白米ではたん白質層を露出しているので粒面に一〇〇%飽和水分率のような状態に加水を行なって精米すると糠が粘性を帯び米粒面にも膠着して却って汚損される結果になり、本発明の目的には絶対沿えない」(同頁右欄一〇行ないし一五行)、「米粒総量に対する水分添加率こそ〇・一

~二%であるが、せいぜい二〇秒内外の短時間処理なので、米粒面は水でベタ付き換言すれば米粒表面の細胞に対しては一〇〇%飽和に近い水分添加と見てよい(中 略)これによって米粒表面に固着している糊粉層も難なく剥離され米粒全面が均一 な高白度の白米となり粒面が高密度の光沢平滑面に仕上がる」(同頁左欄三六行な いし右欄二行)との知見に基づき、特許請求の範囲記載の構成を採用し、この構成 により糊粉層を完全に除去し、米粒全体が均一な高白度の白米となり、粒面が高密 度の光沢平滑面に仕上がるという作用効果を奏するものと認められる。

したがって、本件発明は、構成要件aにおいて、対象を「六分搗きもしくはそれ以上の精白度の白米」と限定し、構成要件bにおいて、水添加量を「その白米中に米量に対し〇・一~二%」と限定したことにその技術的意義が存するから、このような限定のなされていない乙第八七号証発明により本発明が本出願前全部公知であ ったとすることはできない。

以上のとおり、本発明が本出願前全部公知であったことを前提とする控訴人の主

張はその前提を欠き、採用することができない。」 ニ よって、被控訴人の請求を原判決主文第1項ないし第3項の限度で理由がある として認容した原判決の判断は、正当であるから、本件控訴を棄却することとし、 控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を各適用して、主文のとおり判決 する。

(裁判官 竹田稔 関野杜滋子 持本健司)